機械譲渡者等による機械の危険性等の通知が努力義務化されました

（改正労働安全衛生規則第 24 条の 13 及び指針の概要）

機械による労働災害は、全労働災害の約1／4を占め、死亡災害や障害の残る災害も多数発生しています。今回、機械による労働災害の防止対策を強化するため、機械譲渡者等は、機械に関する危険性等を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者に通知することが努力義務化されるとともに、厚生労働大臣は通知を促進するための指針を公表することができることとされました。（改正労働安全衛生規則第 24 条の 13。以下「改正安衛則」という。）改正安衛則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行されます。

機械災害の現状とリスクアセスメントを行う際の問題点

・全労働災害における約1/4が機械災害
・死亡災害や身体に障害が残る災害も多い

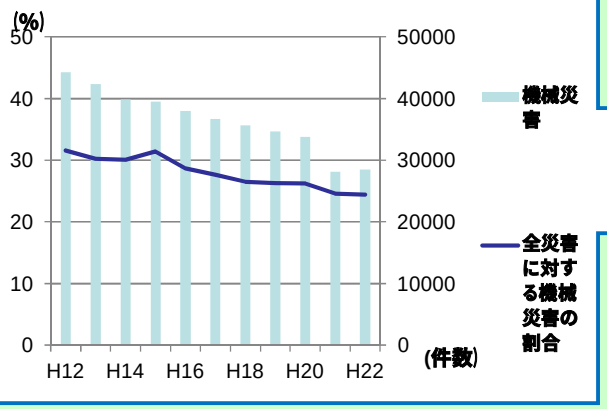

・この5年でリスクアセスメント実施率は増加
・中小規模事業場における実施率は低迷

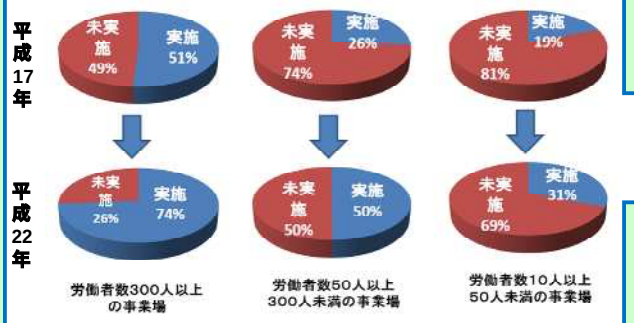

資料出所：厚生労働省労働安全衛生基本調査（H23．9．1）

機械危険情報の提供・入手状況

情報の提供側（メーカー）

1. 機械本体に警告ラベル等を貼付	93. 2%
2. 取扱説明書に記載	88. 3%
3. 試運転や引き渡し時に説明	66. 3%
4. 随時要求があれば説明	33. 0%
5. 残留リスク情報リスト等の文書	12. 9%
6. その他の方法	4. 2%
7. 情報の提供は行っていない	0. 4%

情報の入手側（ユーザー）

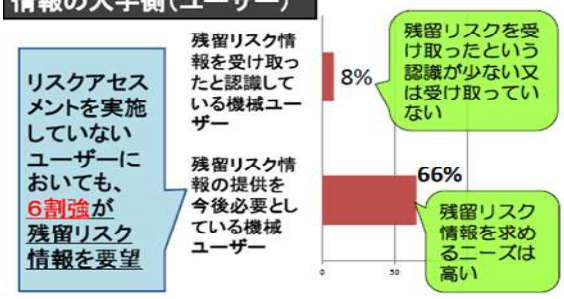

資料出所：「機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度及び「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書」（平成21年度中央労働災害防止協会）

機械のリスクアセスメント実施の際のボトルネックとなっている残留リスク情報の提供を促進することで、中小規模事業場における機械のリスクアセスメントの促進を図る。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

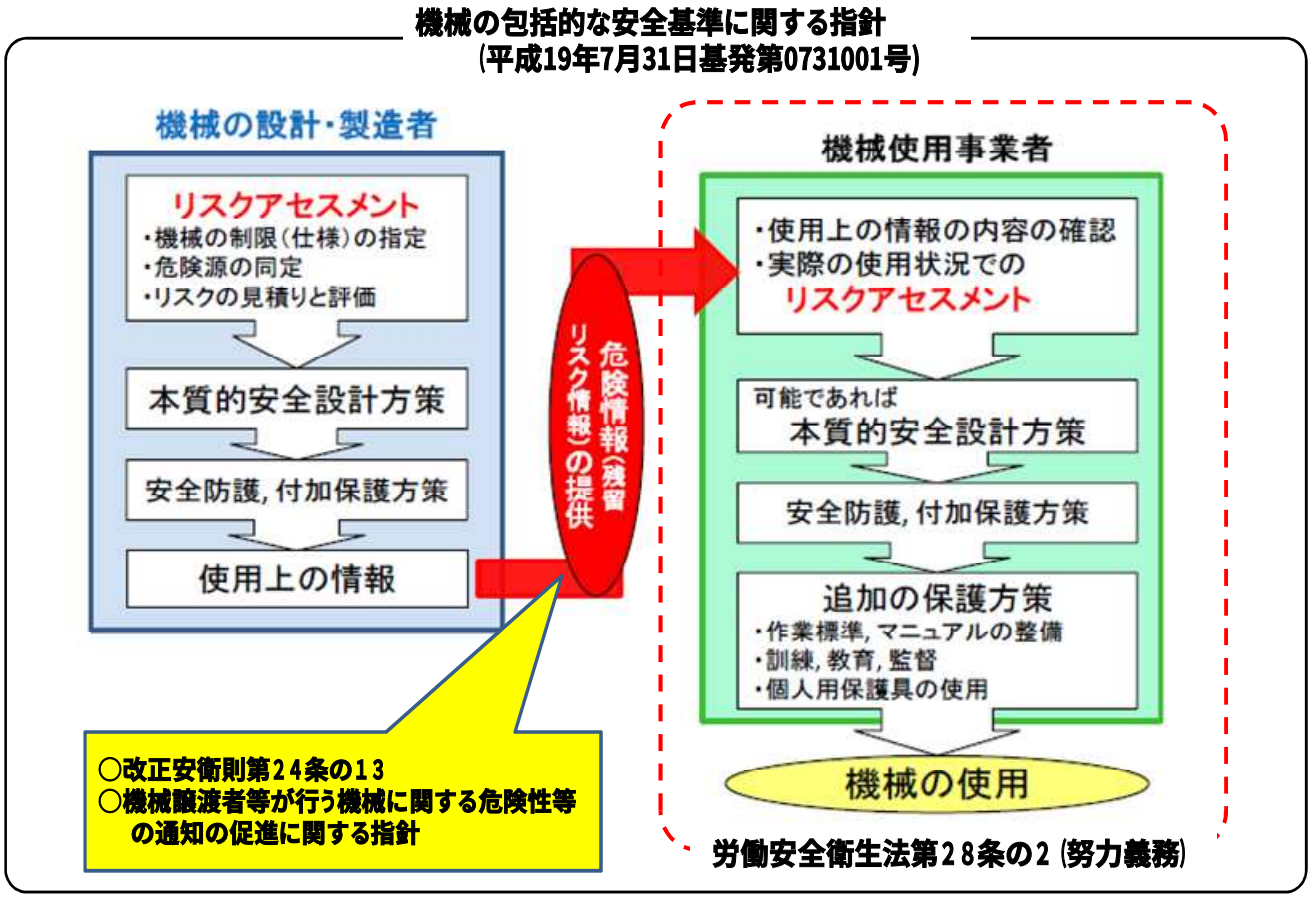

参考図：機械の安全化による労働災害防止対策についての全体図と、機械の残留リスク情報等の提供の流れ

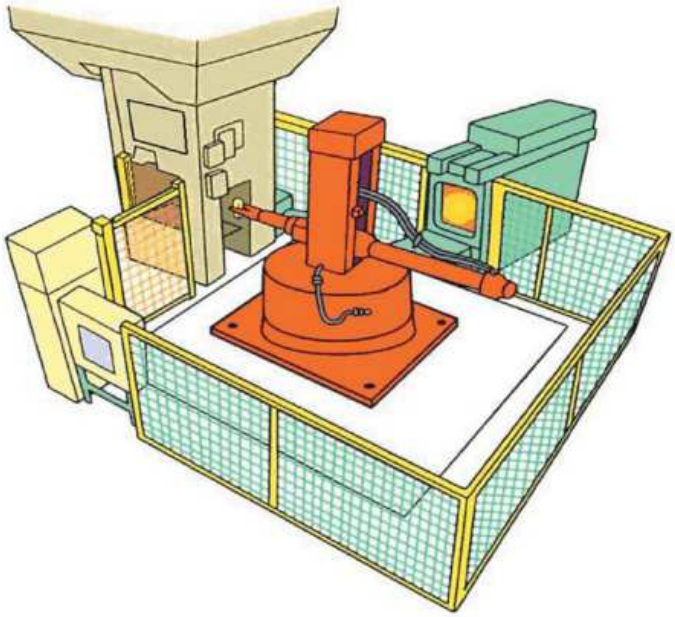

改正安衛則第 24 条の 13 の概要

１　機械譲渡者等による機械の危険性等の通知（改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項）

労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡又は貸与する者（機械譲渡者等）は、文書の交付等により、次の事項を当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

① 型式、製造番号その他機械を特定するために必要な情報
② 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項
③ 機械に係る作業のうち、前号の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項
④ 前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
⑤ 前号各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

２　厚生労働大臣による指針の公表（改正安衛則第 24 条の 13 第 2 項）

厚生労働大臣は、相手方事業者の労働安全衛生法第 28 条の２第 1 項の調査（リスクアセスメント等のため、機械譲渡者等が行う前項の通知を促進するために必要な指針を公表できる。

（留意事項:平成 24 年 3 月 29 日付基発第 0329 第 7 号通達）

１　改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項の①から⑤の事項は、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付基発第 0731001 号。以下「機械包括安全指針」という。）における残留リスク情報等が該当する。

２　機械単独ではなく、複数の機械が一つのシステムとして使用される場合には、当該機械システムの取りまとめを行う機械譲渡者等は、当該機械を組み合わせることにより新たに出現する残留リスク等について通知する必要がある。

３　中古の機械について、それまで機械を使用していた者等が機械を改造している場合は、機械譲渡者等はその内容も調査し、通知する必要がある。

４　改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項の⑤は、次の事項が含まれる。

① 保護方策が必要となる機械の運用段階
② 作業に必要な資格・教育（ただし必要な場合に限る。）
③ 機械の使用者が実施すべき保護方策
④ 取扱説明書の参照部分

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号）の概要

機械の危険性等の通知の対象となる機械（指針第 2 条第１項）

機械の危険性等の通知は、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械で、事業場で使用されるものに関して行う。また、主として一般消費者の生活の用に供するためのものは対象とならない。

（留意事項：平成 24 年 3 月 29 日付基発第 0329 第 8 号通達。以下「8 号通達」という。）

「機械」の定義は、機械包括安全指針の「機械」の定義によること。

＜参考：機械包括安全指針＞

機械：連結された構成品又は部品の組合せで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部及び動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたものをいう。

機械の危険性等の通知の対象となる作業（指針第 2 条第 2 項）

機械の危険性等の通知の対象となる作業の範囲は、機械を稼働させるための準備作業、運転及び保守等とする。

（留意事項：8 号通達）

この作業の範囲は、譲渡又は貸与された機械を使用する事業者が行う全ての作業で、当該機械の製造者が実施する作業は対象としない。なお、保守等には、機械を使用する事業者が機械の設置、解体の作業を行う場合は、これが含まれる。

機械の危険性等の通知を作成する者等（指針第 3 条第１項）

機械譲渡者等が自ら機械の危険性等の通知を作成する場合は、次の事項について十分な知識を有する者に作成させること。

① 機械に関する危険性等の調査の手法

② 前号の調査の結果に基づく機械による労働災害を防止するための措置の方法

③ 機械に適用される法令等

(留意事項：8 号通達)

上記①、②に関する知識は、機械包括安全指針の第２に示される「機械の製造等を行う者の実施事項」に関する知識が該当する。また、通知を作成するに当たっては、当該機械の設計、製造及び取扱説明書を作成する部署等が連携し、通知の作成のための組織的な体制を構築する必要がある。

機械の危険性等の通知の方法（指針第 3 条第 2 項、第 3 項）

機械に関する危険性等の通知の方法は、次に掲げる方法により当該事項を記載した文書を相手方事業者に交付することにより行うこと。

① 残留リスクマップ（別添１参照）

当該機械の絵又は図を用いて、改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項の第 1 号の他、第 2 号から第 5 号までの全部又は一部を簡潔に記載し、当該機械に関する危険性等の情報の全体像を示したものをいう。

② 残留リスク一覧（別添 2 参照）

改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事項を作業ごとに詳細に記載したものをいう。なお、残留リスクマップに、改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事項の全てを詳細に記載した場合は、残留リスク一覧の方法による記載を省略できる。

（留意事項：8 号通達）

残留リスクマップ及び残留リスク一覧は、原則として取扱説明書の冒頭等、機械を使用する事業者の認識しやすい箇所に記載すること。また、機械を使用する事業者が活用しやすいようにする方法として、取扱説明書内に記載するほか、取扱説明者とは別に文書や電子データにより提供すること等があること。

機械の危険性等の通知の時期（指針第 3 条第 4 項）

機械に関する危険性等の通知は、機械を譲渡し、又は貸与する時以前に行うこと。

（留意事項：8 号通達）

通知の時期は、機械を使用する事業者が、労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項の規定による機械に係る危険性等の調査を実施するのに支障のないように、十分前もって行うことが望ましい。

機械の危険性等の通知に当たっての配慮事項(指針第 3 条第 5 項)

機械譲渡者等は、相手方事業者への機械に関する危険性等の通知に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

① 機械を譲渡し、又は貸与する時以前に、当該機械に関する危険性等の通知の内容を相手方事業者に説明すること。

② 相手方事業者の名称、当該通知を行った日等の記録を作成し、これを保存すること。

（以下留意事項：8 号通達）

上記①について、機械譲渡者等は、通知の内容について、機械を使用する事業場における安全衛生管理に関する責任部署に直接説明することが望ましいこと。

上記②の記録の保存期間は機械の耐用年数を考慮の上、決定すること。

その他（指針第 4 条ほか）

機械を譲渡又は貸与された相手方事業者であって、当該機械を別の相手方事業者に譲渡又は貸与しようとする場合、当該機械について交付された文書を、当該別の相手方事業者に交付することをもって、第 3 条第 2 項の通知をしたこととみなす。

（留意事項：8 号通達）

本条において第 3 条第 2 項の通知をしたこととみなされる相手方事業者は、譲渡又は貸与された機械の改造を行わず、又は当該機械が通知内容と異なる改造がなされていない場合に当該機械を別の相手方事業者に譲渡又は貸与する者が該当すること。なお、譲渡又は貸与された機械に改造を行った後、又は当該機械が通知の内容と異なる改造がなされている場合に当該機械を別の相手方事業者に譲渡又は貸与するときは、第 3 条第 1 項の機械譲渡者等が自ら機械に関する危険性等の通知の作成を行う者になること。

（8 号通達における、その他の配慮すべき事項）

1　追加的な情報の提供について

機械を使用する事業者が労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項の規定による危険性等の調査を実施するために必要な場合は、機械の製造者等は、改正安衛則第 24 条の 13 第 1 項に掲げる事項以外の事項であっても、次の事項に配慮しつつ、機械を使用する事業者との協議により追加的な情報を提供することが望ましい。

① 機械の設計・製造段階において、本質的安全設計方策が施された危険源の情報については、機械を使用する事業者等が改造を行う際の危険性等の調査等に必要な場合があることから、その要求により追加的な情報として提供すつことが適当であること。また、機械の製造者等が残留リスクと判断した根拠についても、機械を使用する事業者等がその判断の適否を確認する必要があれば、同様の要求により追加的な情報として提供することが適当であること。

② 機械を使用する事業者にとって必要な情報が、機械の製造者等の企業秘密に係る情報である場合や機械の製造者等での負担が過大となる場合には、適切な代償や守秘義務を講じる等、当事者間の契約等に基づき提供することが適当であること。

2　機械の使用者から当該機械の製造者に対する機械災害情報の提供の促進について

機械を使用する事業場において発生した機械による災害の情報は、当該機械の製造者による機械の改善に役立つものであるため、機械の製造者において、機械を使用する事業者に対して機械の災害情報の提供を求めることが望ましいこと。

また、機械を使用する事業者から機械の製造者に対する機械災害情報の積極的な提供が、機械の製造者による機械の改善に不可欠なものであるため、機械を使用する事業者は、機械災害が発生し、再発防止対策を検討する場合は、必要に応じ当該機械の製造者に対して当該災害情報の提供を行うこと。

別添1　残留リスクマップの様式例（残留リスク一覧を参照する場合）

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ（略称：残留リスクマップ）

製品名：「　　」　　**○年○月○日作成**

株式会社○○○○○○

※　必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
- ⚠危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
- ⚠警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
- ⚠注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

図中に示されている箇所の記号及び番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されているものと一致している。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照のこと。

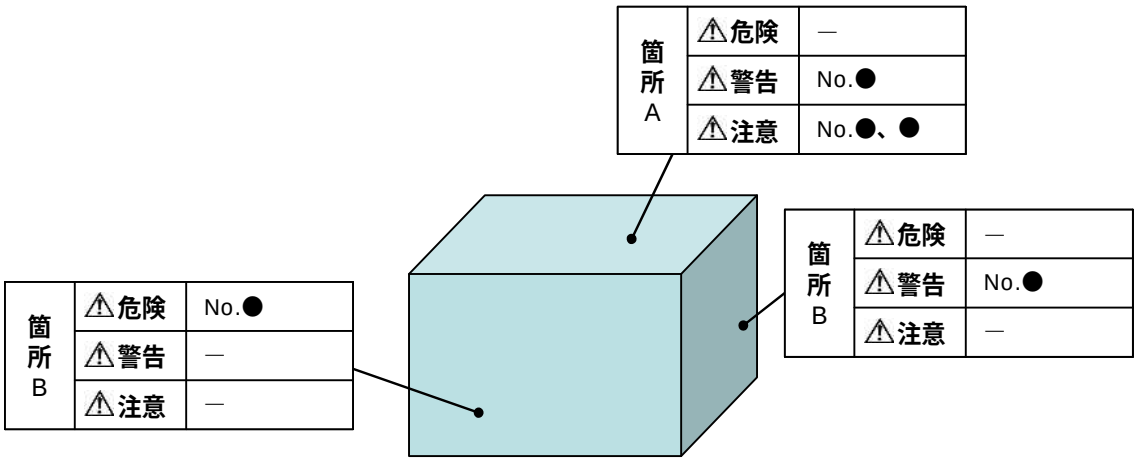

機械上の箇所が特定されない残留リスク	
⚠危険	No.●、●
⚠警告	No.●、●、●
⚠注意	No.●

受領確認
○○○○株式会社 ○○部　○○課 ○山　○太　印

（残留リスクマップの留意事項：8 号通達）

○機械の全体図が示されている。

○機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報が、全体図に記載されている。

○残留リスク一覧に記載する各情報と関連付ける記号又は番号が記載されている。

○機械上の箇所が特定されない残留リスクについては、全体図近傍に別枠を設けて記載されている。

○リスクの概要（危険、警告、注意等の分類）は、本文書のみで容易に認識できるようにすることが望ましい。

別添２　残留リスク一覧の様式例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧（略称：残留リスク一覧）

製品名：「　　」　　**○年○月○日作成**

株式会社○○○○○○

※　必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

※1 残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
- **⚠危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容**
- **⚠警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容**
- **⚠注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容**

※2「機械上の箇所」の欄に示されている記号は、本製品の「残留リスクマップ」に記載されている機械の図の箇所の記号と一致している。機械上の具体的な箇所については「残留リスクマップ」を参照のこと。

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格･教育	機械上の箇所※2	残留リスク※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ
1								
2								
3								
・・・								

受領確認
○○○○株式会社 ○○部　○○課 ○山　○太　印

（残留リスク一覧の留意事項：8 号通達）

○機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報と、機械を使用する事業者が実施すべき全ての保護方策の情報が記載されていること。

○次の事項が、一覧性のある表等にまとめられていること。
- **残留リスクマップに記載された機械の全体図の中で、保護方策が必要となる箇所を特定する記号又は番号**
- **保護方策が必要となる機械の運用段階及び作業内容**
- **機械を使用する事業者が保護方策を実施しない場合のリスク及び危害（負傷又は疾病）の内容**
- **作業に必要な資格・教育（必要な場合に限る。）**
- **機械を使用する事業者が実施すべき保護方策**
- **取扱説明書の参照部分**

（参考）

○リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで